

試算の流れ：①所得の確認②軽減の確認③所得割の計算④均等割の計算⑤平等割の計算⑥年間保険料額の計算

令和8年度 保険料率

	医療給付費分	後期高齢者 支援金分	子ども・子育て支援金分 (18歳未満均等割全額軽減)	介護納付金分 (40歳以上65歳未満)	※未就学児の均等割は左記金額（または 均等割軽減後の金額）から半額 ※18歳になる年度末までは、子ども・子 育て支援金分の均等割額が全額軽減され ます。 ※左記、子ども・子育て支援金分の均等 割額は18歳以上増額分を含んでいます。
所得料率	6.80%	2.66%	0.26%	2.55%	
均等割	23,464円	9,162円	984円	9,201円	
平等割	28,586円	11,162円	1,119円	8,488円	
限度額	670,000円	260,000円	30,000円	170,000円	

①所得の確認 世帯主、国保加入者の各所得を確認します。

収入がある人がいない場合は「②軽減の確認」に進んでください。世帯主は国保加入の有無に関わらず、所得の情報が必要です。

世帯主 所得金額（ ）円、世帯員1（国保加入者）所得金額（ ）円
世帯員2（国保加入者）所得金額（ ）円、世帯員3（国保加入者）所得金額（ ）円
世帯員4（国保加入者）所得金額（ ）円、世帯員5（国保加入者）所得金額（ ）円

所得金額は、確定申告書の控え、税額決定通知書などで確認してください。税法上の総所得金額等。

給与収入、年金収入から所得を計算する方は下記、速算表から計算してください。

非自発的失業者に係る法定軽減に該当する方※（国保加入しない世帯主は除く）は、給与所得×30/100で計算（※離職日時点で65歳未満の方で、雇用保険受給資格者証または雇用保険受給資格通知に記載されている離職理由が次のいずれかの離職理由コードに該当する方特定受給資格者 離職理由コード：11・12・21・22・31・32 特定理由離職者 離職理由コード：23・33・34）

給与所得金額の速算表

給与収入の金額の合計(A)		給与所得の金額	
0円	～ 650,999円	0円	
651,000円	～ 1,899,999円	(A) - 650,000円	
1,900,000円	～ 3,599,999円	(A) ÷ 4 → (B) 1,000円未満切捨	(B) × 2.8 - 80,000円
3,600,000円	～ 6,599,999円		(B) × 3.2 - 440,000円
6,600,000円	～ 8,499,999円	(A) × 0.9 - 1,100,000円	
8,500,000円	～	(A) - 1,950,000円 ※	

※所得金額調整控除（給与所得）収入金額が850万を超えていて次のいずれかに該当する場合、所得金額調整控除が給与所得金額から控除されます。特別障害者である人、23歳未満の扶養親族を有する人、特別障害者である扶養親族を有する人。控除額の計算：（給与収入 - 850万円）× 0.1 = 所得金額調整控除額（収入金額が1,000万円を超える場合は1,000万円で計算。）

公的年金等に係る雑所得金額の速算表

年齢区分	公的年金等の収入金額の合計（A）	(A) × 割合 = (B)	公的年金等に係る雑所得		
			公的年金等に係る雑所得以外の合計所得金額		
			1,000万円以下	1,000万円超 2,000万円以下	2,000万円超
65歳未満（昭和36年1月2日以後に生まれた人）	0円 ～ 1,299,999円	—	(A) - 600,000円	(A) - 500,000円	(A) - 400,000円
	1,300,000円 ～ 4,099,999円	0.75	(B) - 275,000円	(B) - 175,000円	(B) - 75,000円
	4,100,000円 ～ 4,699,999円	0.85	(B) - 685,000円	(B) - 585,000円	(B) - 485,000円
	7,700,000円 ～ 9,999,999円	0.95	(B) - 1,455,000円	(B) - 1,355,000円	(B) - 1,255,000円
	10,000,000円 ～	—	(A) - 1,955,000円	(A) - 1,855,000円	(A) - 1,755,000円
65歳以上（昭和36年1月1日以前に生まれた人）	0円 ～ 3,299,999円	—	(A) - 1,100,000円	(A) - 1,000,000円	(A) - 900,000円
	3,300,000円 ～ 4,099,999円	0.75	(B) - 275,000円	(B) - 175,000円	(B) - 75,000円
	4,100,000円 ～ 7,699,999円	0.85	(B) - 685,000円	(B) - 585,000円	(B) - 485,000円
	7,700,000円 ～ 9,999,999円	0.95	(B) - 1,455,000円	(B) - 1,355,000円	(B) - 1,255,000円
	10,000,000円 ～	—	(A) - 1,955,000円	(A) - 1,855,000円	(A) - 1,755,000円

※所得金額調整控除（公的年金等に係る雑所得）公的年金等に係る雑所得及び給与所得があり、その合計額が10万円を超える場合、所得金額の計算の際に、所得金額調整控除として給与所得金額から控除。控除額の計算：公的年金等に係る雑所得金額 + 給与所得 - 10万円 = 所得金額調整控除額（10万円を超える所得は10万円で計算）

②軽減の確認（法定軽減） 世帯の軽減判定所得が基準額を下回っているか確認します。

国の定める所得基準を下回る世帯について、均等割、平等割を減額する制度です。未申告の方がいる場合、適用できません。

基準額の確認

軽減割合	令和 8 年度 所得基準		世帯の基準額
7 割	43万円+ (10万円×(B-1)) 以下	→	() 円
5 割	43万円+(31万円×A)+(10万円×(B-1)) 以下	→	() 円
2 割	43万円+(57万円×A)+(10万円×(B-1)) 以下	→	() 円

A：被保険者数

B：給与収入55万円超もしくは公的年金収入60万円超(65歳未満)または125万円超(65歳以上)がある方

軽減判定所得の確認

「①所得の確認」で確認した世帯主と国保加入者の所得について以下の点に注意し合計します。

(軽減判定所得の特例) ・1月1日時点で65歳以上の方は公的年金所得金額から15万を差し引きます。

・専従主は専従者控除前の事業所得で合計、事業専従者は専従者給与収入の給与所得は含めません。

・土地建物等の分離課税の譲渡所得は特別控除前の金額で合計。

世帯の軽減判定所得 () 円

↑算出した「世帯の基準額」と比較して、該当するものに○。

- 7 割基準額以下→7 割軽減該当 ● 7 割基準額超～5 割基準額以下→5 割軽減該当
 ● 5 割基準額超～2 割基準額以下→2 割軽減該当 ● 2 割基準額超→軽減なし

【計算用スペース】

③所得割の計算

所得がある人がいない場合は「④均等割額の計算」に進んでください。

年齢で計算が異なります。所得割の計算には、国保加入しない世帯主は含めないでください。

●国保加入者の所得からそれぞれ基礎控除43万円を引いて合計

世帯主（国保加入者のみ）所得金額（	）円－基礎控除43万円＝（	）円 ※マイナスは0円とする
世帯員1（国保加入者）所得金額（	）円－基礎控除43万円＝（	）円、
世帯員2（国保加入者）所得金額（	）円－基礎控除43万円＝（	）円、
世帯員3（国保加入者）所得金額（	）円－基礎控除43万円＝（	）円、
世帯員4（国保加入者）所得金額（	）円－基礎控除43万円＝（	）円、
世帯員5（国保加入者）所得金額（	）円－基礎控除43万円＝（	）円

上記、所得合計金額（基礎控除後） 料率（介護分以外） 介護分以外所得割額

円 × 9.72% = 円

●40歳～64歳の国保加入者のみの所得（基礎控除後）を合計する。

40歳～64歳国保加入者の所得合計金額 料率（介護分） 介護分所得割額

円 × 2.55% = 円

介護分以外と介護分の所得割額金額を合計する

所得割額合計 円 ★ 所得割額決定

④均等割の計算

年齢で計算が異なります。均等割の計算には、国保加入しない世帯主は含めないでください。

「②軽減の確認」で確認した軽減割合から、以下の数字を「軽減反映」欄に記入
 7割軽減→「0.3」 5割軽減→「0.5」 2割軽減→「0.8」 軽減なし→「1」

●18歳以上40歳未満または65歳～74歳の国保加入者の人数

人 × 33,610円 = 円 均等割額1

●40歳～64歳の国保加入者の人数

人 × 42,811円 = 円 均等割額2

●未就学児でない18歳未満の国保加入者の人数

人 × 32,626円 = 円 均等割額3

●未就学児の国保加入者の人数

人 × 32,626円 × 軽減反映 ÷ 2 = 円 均等割額4

均等割額1～3の合計 円 × 軽減反映 = 円

均等割額1～3（軽減反映後）+均等割額4の合計 円 ★ 均等割額確定

⑤平等割の計算

世帯構成で計算が異なります。

●国保加入者の中に40歳～64歳の方がいる場合

49,355円

●国保加入者の中に40歳～64歳の方がいない場合

40,867円

上記で該当する金額を記入 軽減反映（「③均等割の計算」で使用した数字と同じ）

--

円

×

--

=

--

円

★ 平等割額確定

⑥年間保険料額の計算

「③所得割の計算」「④均等割の計算」「⑤平等割の計算」で確定した各金額★を合計する。

所得割額+均等割額+平等割額

--

円

（以下の限度額を超える場合には限度額が年間保険料額となります。）

限度額の確認（保険料の上限）

●国保加入者の中に40歳～64歳の方がいる場合

1,130,000円

●国保加入者の中に40歳～64歳の方がいない場合

960,000円

（注意事項）・この保険料試算資料は年間（12か月分）の試算となります。

・試算結果はあくまで概算であり、実際の保険料額とは異なる場合がありますので、目安として御利用ください。

・実際の保険料計算では端数処理（計算過程の1円未満切捨、医療分、後期分、子ども分、介護分各保険料確定時100円未満切捨等）がされますが、本シートでは割愛しています。

以下に該当する場合、正しく計算できないことがあります。

・年度途中で40歳、65歳、75歳に到達する。（各年齢到達前の月と、到達後の月で、計算が異なります。生年月日の前日に年齢が加算、月末時点の年齢で判断されます。）

・雑損失の繰越控除がある。

【計算用スペース】